

子の育児又は家族等の介護を要する職員等の休憩時間の変更及び時差出勤実施要綱の制定について

平成19年7月26日
例規（警）第58号
警察本部長

〔沿革〕 平成21年8月例規（警）第34号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成19年8月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、子の育児又は家族等の介護を要する職員の時差出勤実施要綱の制定について（平成18年例規（警）第15号）は、廃止する。

別添

子の育児又は家族等の介護を要する職員等の休憩時間の変更及び時差出勤実施要綱

1 趣旨

この要綱は、子の育児又は家族等の介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立及び妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持のための支援を行うことにより、公務能率の一層の向上を図るため、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年本部訓令第23号。以下「勤務時間訓令」という。）第9条の規定による休憩時間の変更及び勤務時間訓令第10条第2項の規定による出勤時間等の変更（以下「時差出勤」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 子の育児を要する職員 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の育児を要する職員をいう。
- (2) 家族等の介護を要する職員 次に掲げる家族等を介護する必要がある職員をいう。
 - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - イ 2親等以内の親族
 - ウ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母
 - エ 配偶者の父母の配偶者であって、職員と同居しているもの
 - オ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であって、職員と同居しているもの

3 対象職員

休憩時間の変更及び時差出勤（以下「時差出勤等」という。）の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、次に掲げる職員を除いた職員のうち、子の育児、家族等の介護を要する職員及び妊娠中の女性職員とする。

- (1) 勤務区分が交替制勤務に属する職員
- (2) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）

4 勤務時間区分

時差出勤等の勤務時間区分は、A勤務、B勤務、C勤務、D勤務及びE勤務とし、各区分の勤務時間及び休憩時間は次表のとおりとする。

勤務時間区分	勤務時間	休憩時間
A 勤務	9：00～17：45	12：00～13：00
B 勤務	9：30～18：15	
C 勤務	8：30～17：00	
D 勤務	9：00～17：30	12：00～12：45
E 勤務	9：30～18：00	

5 半日単位の休暇

時差出勤等の職員に半日単位の休暇（特別休暇の夏期休暇に限る。）を与える場合は、勤務時

間の始め又は終わりにおいて連続する3時間55分を半日とし、それぞれの勤務時間区分に対する半日単位の勤務時間区分は次表のとおりとする。

勤務時間区分	半日単位の勤務時間区分	
A 勤務	9 : 00～13 : 50	13 : 55～17 : 45
B 勤務	9 : 30～14 : 20	14 : 25～18 : 15
C 勤務	8 : 30～13 : 05	13 : 10～17 : 00
D 勤務	9 : 00～13 : 35	13 : 40～17 : 30
E 勤務	9 : 30～14 : 05	14 : 10～18 : 00

6 時差出勤等の申出

- (1) 時差出勤等を希望する職員は、原則として時差出勤等の開始日の1か月前までに、A勤務からE勤務までのいずれか（妊娠中の女性職員であって、C勤務、D勤務及びE勤務を行うことができるのは、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に限る。）を選択し、所属長以上の職にある者については本部長、その他の職員については所属長（以下「指定者」という。）に申し出るものとする。この場合において、所属長以上の職にある者については、警務部警務課長を経由して申し出るものとする。
- (2) 申出を受けた指定者は、当該職員が対象職員であることを確認するとともに、公務運営上の支障の有無を判断して、時差出勤等の可否を決定し、当該職員に対し通知しなければならない。
- (3) 指定者は、時差出勤等を実施した後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合は、速やかに当該職員にその旨を通知しなければならない。
- (4) 時差出勤等の職員は、時差出勤等を行う必要がなくなった場合又は勤務時間区分の変更が必要になった場合は、指定者に遅滞なく申し出なければならない。